

甲第1号議案から
甲第24号議案まで

令和2年第1回沖縄県議会(定例会)議案 (そ の 1)

令和2年2月13日提出

沖 縄 県

令和 2 年度沖縄県予算目次

甲第 1 号議案	令和 2 年度沖縄県一般会計予算……………	1
甲第 2 号議案	令和 2 年度沖縄県農業改良資金特別会計予算……………	13
甲第 3 号議案	令和 2 年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算……………	15
甲第 4 号議案	令和 2 年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算……………	18
甲第 5 号議案	令和 2 年度沖縄県下地島空港特別会計予算……………	20
甲第 6 号議案	令和 2 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算……………	23
甲第 7 号議案	令和 2 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算……………	26
甲第 8 号議案	令和 2 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算……………	28
甲第 9 号議案	令和 2 年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算……………	30
甲第10号議案	令和 2 年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算……………	32
甲第11号議案	令和 2 年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算……………	34
甲第12号議案	令和 2 年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算……………	37
甲第13号議案	令和 2 年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算……………	40
甲第14号議案	令和 2 年度沖縄県産業振興基金特別会計予算……………	42
甲第15号議案	令和 2 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算……………	44
甲第16号議案	令和 2 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算……………	46
甲第17号議案	令和 2 年度沖縄県駐車場事業特別会計予算……………	49
甲第18号議案	令和 2 年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算……………	51
甲第19号議案	令和 2 年度沖縄県公債管理特別会計予算……………	54
甲第20号議案	令和 2 年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算……………	57
甲第21号議案	令和 2 年度沖縄県病院事業会計予算……………	59
甲第22号議案	令和 2 年度沖縄県水道事業会計予算……………	62
甲第23号議案	令和 2 年度沖縄県工業用水道事業会計予算……………	65
甲第24号議案	令和 2 年度沖縄県流域下水道事業会計予算……………	67

一般會計

令和2年度沖縄県一般会計予算

令和2年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ751,404,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		139,345,145 千円
	1 県 民 税	45,483,000
	2 事 業 税	33,476,000
	3 地 方 消 費 税	28,349,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,272,000
	5 県 た ば こ 税	1,892,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	787,000
	7 自 動 車 取 得 税	145
	8 軽 油 引 取 税	7,944,000
	9 自 動 車 税	16,077,000
	10 鉦 区 税	7,000
	11 狩 猟 税	2,000
	12 石 油 価 格 調 整 税	1,012,000
	13 産 業 廃 棄 物 税	44,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		56,445,336
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	56,445,336
3 地 方 譲 与 税		21,202,116
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	20,337,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	556,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	21,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	105,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	25,116
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	158,000
4 市 町 村 た ば こ 税 県 交 付 金		434,485
	1 市 町 村 た ば こ 税 県 交 付 金	434,485
5 地 方 特 例 交 付 金		536,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	536,000
6 地 方 交 付 税		209,800,000
	1 地 方 交 付 税	209,800,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		356,900
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	356,900

款	項	金 額
8 分 担 金 及 び 負 担 金		792,748 千円
	1 分 担 金	89,253
	2 負 担 金	703,495
9 使 用 料 及 び 手 数 料		15,811,633
	1 使 用 料	13,190,654
	2 手 数 料	222,227
	3 証 紙 収 入	2,398,752
10 国 庫 支 出 金		195,248,635
	1 国 庫 負 担 金	47,898,177
	2 国 庫 補 助 金	145,469,757
	3 委 託 金	1,880,701
11 財 産 収 入		2,784,511
	1 財 産 運 用 収 入	1,550,742
	2 財 産 売 払 収 入	1,233,769
12 寄 附 金		38,257
	1 寄 附 金	38,257
13 繰 入 金		29,555,914
	1 特 別 会 計 繰 入 金	278,905
	2 基 金 繰 入 金	29,277,009
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		29,795,519
	1 延滞金、加算金及び過料	254,429
	2 県 預 金 利 子	8,796
	3 公営企業貸付金元利収入	205,800
	4 貸 付 金 元 利 収 入	18,544,812
	5 受 託 事 業 収 入	755,280
	6 収 益 事 業 収 入	5,093,133
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	1
	8 雑 入	4,933,268
16 県 債		49,256,800
	1 県 債	49,256,800
歳 入 合 計		751,404,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,474,516 千円
	1 議 会 費	1,474,516
2 総 務 費		72,630,248
	1 総 務 管 理 費	21,258,394
	2 企 画 費	15,464,182
	3 徴 税 費	5,710,619
	4 市 町 村 振 興 費	24,496,978
	5 選 挙 費	659,925
	6 防 災 費	3,457,779
	7 統 計 調 査 費	1,205,928
	8 人 事 委 員 会 費	178,110
	9 監 査 委 員 費	198,333
3 民 生 費		120,686,296
	1 社 会 福 祉 費	72,144,858
	2 児 童 福 祉 費	39,073,807
	3 生 活 保 護 費	9,406,962
	4 災 害 救 助 費	60,669
4 衛 生 費		36,414,146
	1 公 衆 衛 生 費	16,237,953
	2 環 境 衛 生 費	1,862,074
	3 環 境 保 全 費	1,998,931
	4 保 健 所 費	2,168,243
	5 医 薬 費	6,323,068
	6 保 健 衛 生 費	7,823,877
5 労 働 費		2,875,395
	1 労 政 費	1,697,334
	2 職 業 訓 練 費	1,045,164
	3 労 働 委 員 会 費	132,897

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		57,837,693 千円
	1 農 業 費	16,547,544
	2 畜 産 業 費	5,107,532
	3 農 地 費	25,220,230
	4 林 業 費	1,842,736
	5 水 産 業 費	9,119,651
7 商 工 費		36,250,975
	1 商 業 費	4,044,146
	2 工 鉱 業 費	27,304,075
	3 観 光 費	4,902,754
8 土 木 費		82,984,242
	1 土 木 管 理 費	10,796,389
	2 道 路 橋 り よ う 費	28,786,293
	3 河 川 海 岸 費	8,369,052
	4 港 湾 費	8,640,063
	5 都 市 計 画 費	13,408,045
	6 住 宅 費	8,771,195
	7 空 港 費	4,213,205
9 警 察 費		35,703,474
	1 警 察 管 理 費	32,925,284
	2 警 察 活 動 費	2,778,190
10 教 育 費		174,748,289
	1 教 育 総 務 費	17,583,737
	2 小 学 校 費	53,843,085
	3 中 学 校 費	32,782,188
	4 高 等 学 校 費	43,515,175
	5 特 別 支 援 学 校 費	20,156,871
	6 社 会 教 育 費	2,449,187
	7 保 健 体 育 費	1,415,733
	8 大 学 費	3,002,313

款	項	金 額
11 災 害 復 旧 費		3,800,766 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,846,175
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,888,789
	3 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	65,802
12 公 債 費		65,470,119
	1 公 債 費	65,470,119
13 諸 支 出 金		60,327,841
	1 ゴルフ場利用税交付金	551,003
	2 自動車取得税交付金	991
	3 環 境 性 能 割 交 付 金	307,418
	4 公 営 企 業 費	514,334
	5 財 政 調 整 基 金 積 立 金	5,732
	6 県有施設整備基金積立金	1,185,613
	7 利 子 割 交 付 金	70,849
	8 配 当 割 交 付 金	265,454
	9 株式等譲渡所得割交付金	161,389
	10 利 子 割 精 算 金	764
	11 退職手当基金積立金	2,067
	12 減 債 基 金 積 立 金	8,403
	13 地域振興基金積立金	150
	14 法 人 事 業 税 交 付 金	1,474,220
	15 地 方 消 費 税 交 付 金	28,369,586
	16 地 方 消 費 税 清 算 金	27,408,178
	17 特 別 会 計 等 繰 出 金	1,690
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		751,404,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
財 政 管 理 調 査 費	令和 3 年度	千円 62,040
賦 課 徴 収 費 (県 税 収 納 委 託 事 業)	令和 3 年度	18,671
電 子 自 治 体 推 進 事 業 費	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	471,019
通 信 対 策 事 業 費	令和 3 年度	2,634,975
老 人 福 祉 施 設 整 備 費	令和 3 年度	239,904
農 業 近 代 化 資 金 等 利 子 補 給 金	令和 3 年度から 令和20年度まで	37,356
経 営 体 育 成 資 金 融 通 等 利 子 補 給 金	令和 3 年度から 令和 9 年度まで	325
令和 2 年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和 2 年度から 令和12年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行うため金融機関等から資金を借り入れた場合の総額231,787千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。
「沖縄県県民の森」指定管理料	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	1,150
漁 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 金	令和 3 年度から 令和22年度まで	38,119
漁業災害対策特別資金利子助成金	令和 3 年度から 令和 9 年度まで	206
栽 培 漁 業 セ ン タ ー 生 産 事 業 費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	315,320

事 項	期 間	限 度 額
		千円
おきなわ工芸の杜整備事業	令和3年度	335,997
県融資制度損失補償	令和2年度から 令和21年度まで	388,076
機械類貸与事業損失補償	令和3年度から 令和14年度まで	53,200
公共職業能力開発事業費	令和3年度から 令和4年度まで	99,660
沖縄振興交付金（道路街路課）	令和3年度から 令和4年度まで	220,000
沖縄振興公共投資交付金（街路）	令和3年度	154,872
沖縄振興公共投資交付金（河川） （安謝川）	令和3年度	250,000
社会資本整備総合交付金（河川） （国場川）	令和3年度	85,128
地域連携道路事業費 （幸地インター線IC）	令和3年度	552,000
空港管理運営費	令和3年度	260,716
道路新設改良費（港湾課）	令和3年度	1,915,675
公営住宅建設費（南風原団地3期）	令和3年度から 令和4年度まで	1,676,120
公営住宅建設費（平良南団地1期）	令和3年度から 令和4年度まで	2,006,600
企画管理費（教育情報 ネットワーク推進事業費）	令和3年度から 令和7年度まで	8,087

事 項	期 間	限 度 額
		千円
企画管理費（教育情報化推進事業）	令和３年度から 令和７年度まで	105,541
人 材 育 成 推 進 費 （ 県 外 進 学 大 学 生 支 援 事 業 ）	令和３年度から 令和８年度まで	92,400
中学校教育用設備整備費（ＩＣＴ）	令和３年度から 令和７年度まで	68,850
教育用コンピュータ整備事業費 （ 高 等 学 校 ・ 特 別 支 援 学 校 ）	令和３年度から 令和７年度まで	355,452
特 別 支 援 学 校 編 成 整 備 事 業	令和３年度	96,519
学 校 建 設 費 （ 中 学 校 ）	令和３年度	202,167
学 校 建 設 費 （ 高 等 学 校 ）	令和３年度から 令和４年度まで	3,212,446
施 設 整 備 費 （ 特 別 支 援 学 校 ）	令和３年度から 令和４年度まで	825,586
情 報 管 理 費	令和３年度から 令和７年度まで	82,764
警 察 施 設 費	令和３年度から 令和６年度まで	352,000
通 信 指 令 活 動 費	令和３年度から 令和４年度まで	198,958
出 納 事 務 費	令和３年度	111,100

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
地域総合整備資金貸付事業	1,500,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和2年度 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
庁舎整備事業	457,400			
沖縄振興特別推進交付金事業	1,790,000			
那覇空港整備促進事業費	91,800			
通信施設維持管理事業	11,800			
通信施設改修事業	37,500			
社会福祉施設整備事業	37,300			
児童福祉施設等整備事業	31,400			
保健所施設整備事業	14,600			
公共事業等	14,229,600			
職業能力開発校整備事業	3,200			
沖縄県立駐留軍従業員健康福祉センター解体撤去事業	86,400			
中央家畜保健衛生所移転整備事業	440,400			
栽培漁業センター再構築事業	132,300			
優良乳用牛育成供給事業	13,700			
おきなわ工芸の杜整備事業	184,400			
モノレール関連施設維持管理費	92,100			
県営住宅建設事業	1,531,500			
県単道路整備事業	340,000			
県単河川等整備事業	1,649,300			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
県 単 離 島 空 港 整 備 事 業	375,900			
都 市 高 速 鉄 道 事 業	51,700			
港 湾 長 寿 命 化 事 業	230,200			
ダ ム 改 修 事 業	12,100			
マ チ グ ヱ ー 再 生 支 援 事 業	1,900			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	87,100			
防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業	44,700			
警 察 庁 舎 等 施 設 整 備 事 業	356,400			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	310,500			
高 等 学 校 施 設 整 備 事 業	1,956,100			
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	1,827,300			
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	148,500			
実 習 船 建 造 事 業	349,600			
看 護 大 学 施 設 整 備 事 業	15,200			
青 少 年 教 育 施 設 整 備 事 業	72,900			
中 学 校 施 設 整 備 事 業	19,900			
教 職 員 住 宅 耐 震 等 対 策 事 業 費	71,700			
災 害 復 旧 事 業	800,400			
臨 時 財 政 対 策 債	19,850,000			
合 計	49,256,800			

特 別 会 計

令和2年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

令和2年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,359千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		163 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	163
2 繰 越 金		34,547
	1 繰 越 金	34,547
3 諸 収 入		16,649
	1 貸 付 金 元 利 収 入	12,738
	2 雑 入	3,911
歳 入 合 計		51,359

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		38,621 千円
	1 農 業 費	38,621
2 公 債 費		8,492
	1 公 債 費	8,492
3 繰 出 金		4,246
	1 繰 出 金	4,246
歳 出 合 計		51,359

令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,082,165千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		156,692 千円
	1 繰越金	156,692
2 諸収入		404,773
	1 貸付金元利収入	404,773
3 県債		520,700
	1 県債	520,700
歳入合計		1,082,165

歳 出

款	項	金 額
1 商工費		819,507 千円
	1 商業費	819,507
2 公債費		262,658
	1 公債費	262,658
歳出合計		1,082,165

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 高 度 化 資 金	千円 520,700	(借入方法) 証書借入 (借入時期) 令和2年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内	償還期間は、据置期間を含め20年以内とする。償還方法は、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	520,700			

令和2年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

令和2年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ400,133千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		183,522 千円
	1 繰越金	183,522
2 諸収入		216,611
	1 貸付金元利収入	216,611
歳入合計		400,133

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業振興費		400,133 千円
	1 中小企業振興費	400,133
歳出合計		400,133

令和2年度沖縄県下地島空港特別会計予算

令和2年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ560,409千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		25,171 千円
	1 使用料	25,171
2 財産収入		3,204
	1 財産運用収入	3,202
	2 財産売却収入	2
3 繰入金		365,452
	1 一般会計繰入金	365,452
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		381
	1 雑入	381
6 県債		166,200
	1 県債	166,200
歳入合計		560,409

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		557,349 千円
	1 空港費	557,349
2 公債費		3,060
	1 公債費	3,060
歳出合計		560,409

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 地 島 空 港 整 備 事 業	千円 166,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和2年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	166,200			

令和 2 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 2 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 228,866 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 13 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		14,181 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	14,181
2 繰 越 金		87,285
	1 繰 越 金	87,285
3 諸 収 入		101,200
	1 貸 付 金 元 利 収 入	99,543
	2 雑 入	1,657
4 県 債		26,200
	1 県 債	26,200
歳 入 合 計		228,866

歳 出

款	項	金 額
1 民 生 費		228,866 千円
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	228,866
歳 出 合 計		228,866

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 26,200	証書借入	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定めるところによる。
合 計	26,200			

令和2年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

令和2年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172,439千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		20,457 千円
	1 財 産 運 用 収 入	20,457
2 繰 越 金		151,955
	1 繰 越 金	151,955
3 諸 収 入		27
	1 雑 入	27
歳 入 合 計		172,439

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 管 理 業 務 費		26,025 千円
	1 土 地 管 理 業 務 費	26,025
2 予 備 費		146,414
	1 予 備 費	146,414
歳 出 合 計		172,439

令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		29,526 千円
	1 繰越金	29,526
2 諸収入		6,671
	1 県預金利子	29
	2 貸付金元利収入	5,585
	3 雑入	1,057
歳入合計		36,197

歳 出

款	項	金 額
1 農林水産業費		36,197 千円
	1 水産業費	36,197
歳出合計		36,197

令和2年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

令和2年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ394,769千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		236,819 千円
	1 使用料	236,819
2 繰入金		85,010
	1 一般会計繰入金	85,010
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		72,939
	1 雑入	72,939
歳入合計		394,769

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場事業費		355,512 千円
	1 中央卸売市場事業費	355,512
2 公債費		39,257
	1 公債費	39,257
歳出合計		394,769

令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,500千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和２年２月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		800 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	800
2 繰 越 金		14,700
	1 繰 越 金	14,700
歳 入 合 計		15,500

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		15,500 千円
	1 林 業 費	15,500
歳 出 合 計		15,500

令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業 特別会計予算

令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ879,291千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		361,588 千円
	1 財 産 運 用 収 入	33,680
	2 財 産 売 払 収 入	327,908
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
4 県 債		517,700
	1 県 債	517,700
歳 入 合 計		879,291

歳 出

款	項	金 額
1 商 工 費		135,779 千円
	1 工 鉱 業 費	135,779
2 公 債 費		743,512
	1 公 債 費	743,512
歳 出 合 計		879,291

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 城 湾 港 （ 新 港 地 区 ） 臨 海 部 土 地 造 成 事 業	千円 23,800	（借入方法） 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 （借入時期） 令和2年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	23,800			

令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ589,533千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

令和２年２月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		195,042 千円
	1 使用料	195,042
2 繰入金		100,403
	1 一般会計繰入金	100,403
3 繰越金		6,746
	1 繰越金	6,746
4 県債		287,342
	1 県債	287,342
歳入合計		589,533

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		106,063 千円
	1 港湾費	106,063
2 公債費		483,470
	1 公債費	483,470
歳出合計		589,533

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
宜 野 湾 港 施 設 整 備 事 業	千円 64,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和2年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	64,400			

令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区 特別会計予算

令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ483,776千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和２年２月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		338,835 千円
	1 使用料	338,835
2 繰越金		38,094
	1 繰越金	38,094
3 諸収入		106,847
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	106,846
歳入合計		483,776

歳 出

款	項	金 額
1 商工費		472,280 千円
	1 商業費	472,280
2 公債費		11,496
	1 公債費	11,496
歳出合計		483,776

令和2年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

令和2年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,577千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		74,050 千円
	1 財 産 運 用 収 入	74,050
2 繰 越 金		50,527
	1 繰 越 金	50,527
歳 入 合 計		124,577

歳 出

款	項	金 額
1 産 業 振 興 費		124,577 千円
	1 産 業 振 興 費	124,577
歳 出 合 計		124,577

令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ225,917千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		116,085 千円
	1 使用料	116,085
2 繰入金		80,968
	1 一般会計繰入金	80,968
3 県債		28,864
	1 県債	28,864
歳入合計		225,917

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		30,585 千円
	1 港湾費	30,585
2 公債費		195,332
	1 公債費	195,332
歳出合計		225,917

令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ243,829千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

令和２年２月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		50,179 千円
	1 使用料	50,179
2 繰入金		79,524
	1 一般会計繰入金	79,524
3 繰越金		99,326
	1 繰越金	99,326
4 県債		14,800
	1 県債	14,800
歳入合計		243,829

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		158,671 千円
	1 港湾費	158,671
2 公債費		85,158
	1 公債費	85,158
歳出合計		243,829

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 城 湾 港 マ リ ン ・ タ ウ ン 整 備 事 業	千円 14,800	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和2年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	14,800			

令和 2 年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

令和 2 年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,127千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 13 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		75,127 千円
	1 雑 入	75,127
歳 入 合 計		75,127

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		71,873 千円
	1 道 路 橋 り よ う 費	71,873
2 公 債 費		3,254
	1 公 債 費	3,254
歳 出 合 計		75,127

令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業 特別会計予算

令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ409,116千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		118 千円
	1 繰越金	118
2 県債		408,998
	1 県債	408,998
歳入合計		409,116

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		40,000 千円
	1 港湾費	40,000
2 公債費		369,116
	1 公債費	369,116
歳出合計		409,116

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 城 湾 港 （ 泡 瀬 地 区 ） 臨 海 部 土 地 造 成 事 業	千円 167,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和2年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	167,200			

令和２年度沖縄県公債管理特別会計予算

令和２年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,641,473千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

令和２年２月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		65,441,473 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	65,441,473
2 県 債		10,200,000
	1 県 債	10,200,000
歳 入 合 計		75,641,473

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		75,641,473 千円
	1 公 債 費	75,641,473
歳 出 合 計		75,641,473

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 10,200,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和2年度	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	10,200,000			

令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,760,912千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和２年２月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		50,796,219 千円
	1 負担金	50,796,219
2 国庫支出金		68,392,368
	1 国庫負担金	39,841,786
	2 国庫補助金	28,550,582
3 前期高齢者交付金		25,539,451
	1 前期高齢者交付金	25,539,451
4 共同事業交付金		208,858
	1 共同事業交付金	208,858
5 財産収入		791
	1 財産運用収入	791
6 繰入金		12,823,218
	1 繰入金	12,823,218
7 諸収入		7
	1 雑収入	7
歳入合計		157,760,912

歳 出

款	項	金 額
1 民生費		157,585,912 千円
	1 社会福祉費	157,585,912
2 保健事業費		175,000
	1 保健事業費	175,000
歳出合計		157,760,912

企 業 会 計

令和2年度沖縄県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	2,149 床
(2) 年 間 患 者 数	1,485,353 人
入 院	667,238
外 来	818,115
病 院	761,114
診 療 所	57,001
(3) 一日平均患者数	
入 院	1,828 人
外 来	3,381
病 院	3,145
診 療 所	236
(4) 主要な建設改良事業	
災害拠点病院施設整備事業	423,957 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益	64,244,387	千円	
第1項 医業収益	53,675,975		
第2項 医業外収益	9,790,805		
第3項 特別利益	777,607		
	支	出	
第1款 病院事業費用	67,479,679	千円	
第1項 医業費用	64,753,387		
第2項 医業外費用	1,010,800		
第3項 特別損失	1,705,492		
第4項 予備費	10,000		

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,334,033千円（公営企業施設等整理債のうち旧八重山病院の解体に伴う費用に充てる554,100千円を除く。）は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入	5,289,992	千円
第1項 企業債	3,596,900	
第2項 他会計負担金	1,572,134	
第3項 他会計補助金	16,593	
第4項 国庫補助金	104,364	
第5項 寄附金	1	
	支 出	
第1款 資本的支出	6,069,925	千円
第1項 建設改良費	3,101,188	
第2項 企業債償還金	2,768,732	
第3項 他会計借入金償還金	200,003	
第4項 無形固定資産	1	
第5項 国庫補助返還金	1	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中部病院南病棟耐震改修工事	令和3年度	540,225 千円
中部病院外壁塗装工事	令和3年度	60,027 千円
災害拠点病院施設整備事業	令和3年度	1,569,872 千円
旧八重山病院解体撤去工事	令和3年度	434,516 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入、旧八重山病院解体撤去
- 2 限度額 3,596,900 千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
借入時期は、令和2年度中とする。ただし、事業その他の都合により、起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。
- 4 利率 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利

率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等等にて償還する。

ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用

(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 38,267,145 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,893,541千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,950,742千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	血管造影X線診断装置	2
	器械備品	磁気共鳴断層撮影装置	1
	器械備品	手術支援システム	1
	器械備品	全身用X線CT装置	1
	器械備品	医事会計システム	1
	器械備品	電子カルテ端末及び看護勤務管理システム	1
	器械備品	生化学自動分析装置	1

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和2年度沖縄県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	那覇市ほか25市町村及び1企業団
(2) 当 年 度 総 給 水 量	152,501 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	418 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	10,219,312 千円
イ 水道広域化施設整備事業	4,979,802
ロ 導送取水施設整備事業	3,833,347
ハ 海水淡水化施設整備事業	1,406,163

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	29,826,693 千円
第1項 営業収益	17,212,433
第2項 営業外収益	12,500,233
第3項 特別利益	114,027
支 出	
第1款 水道事業費用	29,641,634 千円
第1項 営業費用	28,084,212
第2項 営業外費用	1,466,553
第3項 特別損失	85,869
第4項 予 備 費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（投資償還金299,478千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額5,195,855千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額301,890千円、過年度分損益勘定留保資金4,496,054千円及び減債積立金397,911千円で補てんするものとする。）。

	収 入
第1款 資 本 的 収 入	12,286,590 千円
第1項 企 業 債	2,226,600
第2項 国 庫 補 助 金	9,366,321
第3項 他 会 計 補 助 金	379,329
第4項 投 資 償 還 金	299,478
第5項 固定資産売却代金	13,121
第6項 その他資本的収入	1,741

	支 出
第1款 資 本 的 支 出	17,182,967 千円
第1項 建 設 改 良 費	13,098,921
第2項 企 業 債 償 還 金	4,016,109
第3項 国庫補助金返還金	67,937

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
海水淡水化施設整備事業	令和3年度	650,491 千円
導送取水施設整備事業	令和3年度から 令和4年度まで	4,638,488 千円
北谷浄水場施設整備事業	令和3年度から 令和4年度まで	951,883 千円
名護浄水場施設整備事業	令和3年度から 令和4年度まで	497,981 千円
水道広域化施設整備事業	令和3年度から 令和4年度まで	5,778,978 千円
名護及び久志浄水場 運転管理業務委託事業	令和3年度から 令和7年度まで	809,734 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
- 2 限 度 額 2,226,600千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であって

も繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 2,323,440 千円 |
| (2) 交際費 | 150 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、484,762千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和2年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	105事業所
(2) 当 年 度 総 給 水 量	8,023 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	21 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	42,929 千円
イ 導 水 施 設 整 備 事 業	30,733
ロ 配 水 施 設 整 備 事 業	12,196

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	666,433 千円
第1項 営 業 収 益	320,279
第2項 営 業 外 収 益	346,153
第3項 特 別 利 益	1
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	711,623 千円
第1項 営 業 費 用	700,035
第2項 営 業 外 費 用	11,087
第3項 特 別 損 失	1
第4項 予 備 費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（投資償還金49,913千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額62,343千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,195千円、減債積立金28,443千円及び建設改良積立金32,705千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	90,238 千円
第1項 国 庫 補 助 金	27,602
第2項 他 会 計 補 助 金	12,723
第3項 投 資 償 還 金	49,913
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	102,668 千円
第1項 建 設 改 良 費	61,496
第2項 企 業 債 償 還 金	41,167
第3項 国庫補助金返還金	5

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
導 水 施 設 整 備 事 業	令 和 3 年 度	8,999 千円
名 護 及 び 久 志 浄 水 場 運 転 管 理 業 務 委 託 事 業	令 和 3 年 度 から 令 和 7 年 度 ま で	48,482 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 38,786 千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、67,616千円である。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和2年度沖縄県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度沖縄県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 流域関連市町村 | 那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、豊見城市、
うるま市、南城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、
北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町 |
| (2) 年間総処理水量 | 97,060 千m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 266 千m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 6,554,904 千円 |
| イ 中部流域下水道事業 | 5,264,415 |
| ロ 中城湾流域下水道事業 | 680,552 |
| ハ 中城湾南部流域下水道事業 | 609,937 |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 流域下水道事業収益	11,628,975 千円
第1項 営 業 収 益	5,362,200
第2項 営 業 外 収 益	6,266,775
支 出	
第1款 流域下水道事業費用	11,791,602 千円
第1項 営 業 費 用	11,258,805
第2項 営 業 外 費 用	366,170
第3項 特 別 損 失	163,627
第4項 予 備 費	3,000

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,229,707千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,678千円、引継金673,029千円及び当年度損益勘定留保資金525,000千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入		6,531,160 千円
第1項 企 業 債		1,381,200
第2項 国 庫 補 助 金		4,247,000
第3項 他 会 計 補 助 金		10,060
第4項 建 設 負 担 金		892,900
	支 出	
第1款 資 本 的 支 出		7,760,867 千円
第1項 建 設 改 良 費		6,571,687
第2項 企 業 債 償 還 金		1,113,047
第3項 国庫補助金返還金		16,359
第4項 建設負担金返還金		2,940
第5項 他会計長期借入金償還金		56,834

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度の属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ401,712千円及び3,505,804千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中部流域下水道建設費	令 和 3 年 度	3,515,800 千円
中城湾流域下水道建設費	令 和 3 年 度	39,600 千円
中城湾南部流域下水道建設費	令 和 3 年 度	607,200 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 管渠、ポンプ場及び処理場の建設改良事業
- 2 限 度 額 1,381,200千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であって

も繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用

(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金、建設負担金返還金及び他会計長期借入金償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

587,415 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、937,664千円である。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕